

# 島根県立都市公園指定管理者募集要項

浜山公園  
石見海浜公園  
万葉公園

令和元年8月

島根県土木部都市計画課

## 目 次

1	募集の目的	1
2	指定管理者が管理する公園の概要	1
3	各施設等の概要	1
4	募集の方法	1
5	指定管理者が行う業務	1
6	業務の委託	1
7	関係法令等の遵守	1
8	指定の期間	2
9	管理に要する経費等	2
	(1) 委託額	
	(2) その他	
10	指定管理者の応募資格	2
11	申請の手続き	3
	(1) 申請書	
	(2) 事業計画書（別紙様式1）	
	(3) その他申請に必要な書類	
	(4) 提出部数	
	(5) 提出先、提出期限及び提出方法	
	(6) 申請に当たっての留意事項	
12	仕様書等の配付	4
	(1) 配付期間	
	(2) 配付場所	
13	説明会	4
14	質問事項の受付	4
15	指定管理者の候補の選定	4
	(1) 審査基準	
	(2) 審査の項目	
	(3) 選定方法	
16	公募スケジュール（予定）	5
17	指定管理者の指定、協定等	5
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 協定の締結	
18	指定管理者と県とのリスク分担	5
19	指定管理者の業務に係る評価に関する事項	6
20	指定管理者に対する監査に関する事項	6
21	個人情報保護に関する事項	7
22	指定管理者の履行責任に関する事項	7
23	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	7
24	留意事項	7
25	書類の配付場所及び提出先（問合せ先）	8

## 島根県立都市公園指定管理者募集要項

### 1 募集の目的

島根県立都市公園（以下「公園」という。）は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されています。

平成17年4月より、本公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上並びに経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入し、公園の管理を行ってまいりましたが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を募集することになりました。

### 2 指定管理者が管理する公園の概要

#### (1) 浜山公園

- ア 所在地 出雲市浜町・大社町北荒木地内
- イ 公園規模 面積54.9ヘクタール
- ウ 施設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等

#### (2) 石見海浜公園

- ア 所在地 浜田市国分町・久代町、江津市敬川町・波子町地内
- イ 公園規模 147.7ヘクタール
- ウ 施設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等

#### (3) 万葉公園

- ア 所在地 益田市高津町・飯田町地内
- イ 公園規模 48.4ヘクタール
- ウ 施設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所等、広場、園路、駐車場等

### 3 各施設等の概要

別紙のとおり

### 4 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、各公園毎に募集します。

### 5 指定管理者が行う業務

- (1) 公園の運営に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務
- (4) スポーツの普及及び振興に関する業務（浜山公園に限る）
- (5) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）で定める事項

### 6 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

### 7 関係法令等の遵守

地方自治法、都市公園法、島根県立都市公園条例、島根県個人情報保護条例等の規定及び島根県の指示を遵守すること。

## 8 指定の期間

令和2年4月1日から5年間で予定しています。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

## 9 管理に要する経費等

### (1) 委託額

#### ア 浜山公園

○年間委託額 令和2年度 159,177千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

令和3年度以降 159,451千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

内訳 支出見込額 令和2年度 204,309千円（維持管理費）

令和3年度以降 205,079千円（維持管理費）

収入見込額 令和2年度 45,132千円

令和3年度以降 45,628千円

※令和2年度の支出見込額及び収入見込額は、浜山公園野球場の改修期間の影響を考慮した金額です。

○5年間の委託額 796,981千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

#### イ 石見海浜公園

○年間委託額 127,617千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

内訳 支出見込額 145,218千円（維持管理費）

収入見込額 17,601千円

○5年間の委託額 638,085千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

#### ウ 万葉公園

○年間委託額 44,020千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

内訳 支出見込額 45,328千円（維持管理費）

収入見込額 1,308千円

○5年間の委託額 220,100千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内。

### (2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、有料公園施設の利用料収入は、指定管理者の収入とします。

イ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし、別途定める支払い計画に基づき分割で支払います。

ウ 経費は、公園の管理に係る専用の口座で管理してください。

## 10 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとする場合は、次の(1)から(7)いずれにも該当しなければなりません。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき

更生又は再生手続をしていない法人等であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 11 申請の手続き

### (1) 申請書

島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号。以下「規則」という）に定める様式第12号

### (2) 事業計画書（別紙様式1）

事業計画書は、別紙「事業計画書作成上の留意事項」を参照のうえ次の内容を記載してください。

ア 指定管理者に応募する理由

イ 公園の管理運営に当たっての基本方針

ウ 利用者サービスの向上策

エ 緊急時（利用者の事故、災害等）の体制及び対策並びに防災対策

オ 利用者の要望の把握及び実現策

カ 自主事業実施計画（別紙様式2）

キ スポーツ教室の実施計画（別紙様式3）（浜山公園に限る）

ク スポーツ指導計画（浜山公園に限る）

ケ 職員の研修体制

コ 苦情等の未然防止と対処方法

サ 令和2年4月1日から業務を遂行するための移行計画（現指定管理者以外の法人等のみ。）

シ 現に従事している職員の雇用についての考え方（現指定管理者以外の法人等のみ。）

ス 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

セ 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）

ソ 地域との連携及び地域振興についての考え方

### (3) その他申請に必要な書類

ア 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額及び内訳（別紙様式4）

イ 有料公園施設の利用料金設定表（別紙様式5）

ウ 法人等の活動実績書（規則に定める様式第13号）（新規設立の場合等、実績がない場合は無しと記載し提出）

エ 法人等が、過去3年間に活動している場合にあつては過去3年間の決算書

オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書

カ 誓約書（別紙様式7）

### (4) 提出部数

正本1部及び副本8部。ただし、11(3)オについては正本1部

ア 用紙サイズは原則としてA4サイズとしてください。

イ A4縦型サイズのフラットファイル等にファイリングし、各書類に見やすいようにインデックスを付けてください。（ホッチキス綴じは不可）

### (5) 提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先  
25の問合せ先に記載する場所

イ 提出期限  
令和元年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和元年9月30日（月）午後5時必着とします。

ウ 提出方法  
郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しません。  
イ 必要に応じて追加資料を求めることがあります。

## 12 仕様書等の配付

(1) 配付期間

令和元年8月2日（金）から同年9月13日（金）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 配付場所

25の問合せ先に記載する場所。なお、遠方のため書類の郵送を希望する場合は、令和元年9月13日（金）の午後5時までに25の問合せ先まで連絡してください。  
また、島根県ホームページにも掲載します。

## 13 説明会

説明会を次のとおり開催します。

(1) 開催日時及び開催場所

ア 浜山公園

- ・開催日時 令和元年8月22日（木） 午前10時から正午まで
- ・開催場所 島根県出雲合同庁舎603会議室（6階）

イ 石見海浜公園

- ・開催日時 令和元年8月23日（金） 午前10時から正午まで
- ・開催場所 島根県浜田合同庁舎401会議室（4階）

ウ 万葉公園

- ・開催日時 令和元年8月23日（金） 午後2時から午後4時まで
- ・開催場所 島根県益田合同庁舎第3会議室（5階）

(2) 説明会の内容 募集要項及び仕様書の内容。

(3) 参加者 1応募者につき2名まで。

(4) 申込み 参加を希望する場合は、令和元年8月19日（月）正午までに25の問合せ先に記載する場所まで連絡してください。

## 14 質問事項の受付

(1) 募集要項の内容等に関する質問は、質問票（別紙様式6）によりFAX又は電子メールで25の問合せ先まで提出してください。（電話での質問は受け付けません）

(2) 質問の受付期間は、令和元年9月13日（金）午後5時までです。

(3) 回答は、ホームページに掲載します。

- (4) 指定管理者の選定後、募集要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 15 指定管理者の候補の選定

### (1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

オ スポーツの普及及び振興が図られるものであること（浜山公園に限る）

### (2) 審査の項目

11の(2)及び(3)に掲げる項目

### (3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する、第5期島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行います。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査した後、プレゼンテーションによる審査を行います。書類審査の結果は、プレゼンテーションの期日までに申請者に連絡します。

ウ プレゼンテーションは、令和元年10月中旬に実施の予定です。

エ 委員会は非公開とします。

オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表します。

## 16 公募スケジュール（予定）

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| ・募集要項等の公表    | 令和元年8月2日（金）                 |
| ・募集要項等の配布    | 令和元年8月2日（金）から9月13日（金）午後5時まで |
| ・説明会（浜山公園）   | 令和元年8月22日（木）                |
| 〃（石見海浜公園）    | 令和元年8月23日（金）                |
| 〃（万葉公園）      | 令和元年8月23日（金）                |
| ・質問の受付       | 令和元年8月2日（金）から9月13日（金）午後5時まで |
| ・申請書類の提出     | 令和元年9月30日（月）午後5時まで          |
| ・選定委員会の開催    | 令和元年10月中旬                   |
| ・指定管理者候補者の決定 | 令和元年11月下旬                   |
| ・指定管理者指定の議決  | 令和元年12月中旬                   |

## 17 指定管理者の指定及び協定

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要があります。15の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、令和元年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定します。

### (2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議のうえ、公園の管理

に関する協定を締結します。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限り  
ます。

## 18 指定管理者と県とのリスク分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、協定書で定めることとしますが、基本的な考え方は次の  
とおりです。

項目	内容	島根県	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需用変動	利用者数の増減等需用変動によるリスク		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利 用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者の運営に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由に よる事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継 続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余 儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経 費における当該事情による増加経費負担	○	
書類作成の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達等	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によつて 生じた事由		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定で きないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定で きないもの（上記以外）	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
施設設備の損傷	施設の復旧、修繕工事に伴う収入減		○
第三者への賠償	施設利用者の被災に対する責任（管理瑕疵による もの）		○
	施設利用者の被災に対する責任（上記以外による もの）	○	
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途におい て業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

## 19 指定管理者の業務に係る評価に関する事項



- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を、毎年度実施します。
- (2) 評価結果は、議会へ報告すると共に県ホームページにおいて公表します。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定めます。

## 20 指定管理者に対する監査に関する事項

地方自治法第199条第7項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る事務については監査の対象となり、県または監査委員が必要と認めるときは監査を行います。

## 21 個人情報保護に関する事項

指定管理者には、公園の管理運営を行うに当たり島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第9条の2の規定により、個人情報の適正な取扱義務が課せられます。具体的な内容については、島根県と指定管理者が締結する協定書で定めます。

## 22 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第1次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければなりません。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

## 23 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかった場合には、島根県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議します。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

## 24 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とします。
- (3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とします。
- (4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出してください。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。

- (6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 申請に当たっては、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請してください。
- (8) 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額の算出に係る消費税及び地方消費税の率は10パーセントとしてください。

## 25 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住 所 島根県松江市殿町1
- (3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理グループ
- (4) 電話番号 0852-22-5210
- (5) ファクシミリ 0852-22-6004
- (6) 電子メール toshikei@pref.shimane.lg.jp